

重 要

令和5年6月

農業集落排水処理施設利用者 各位
(アパート管理者・入居者 各位)

一宮町長 馬淵 昌也
(公印省略)

農業集落排水使用料金のお支払いについて (お知らせ)

日頃より、同事業に関しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて先般、お知らせ致しましたとおり、4月1日以降の使用料金は次頁のとおり改定となりますので、
ご了承ください。

また、令和5年 10 月1日より、農業集落排水使用料の取扱いにつきまして、施設を利用される皆様の
利便性と事業効率の向上を図るため、株式会社東計電算に委託し、水道料金と一本化した請求・
支払い方式に変更いたします。詳しくは別紙 Q&Aをご覧ください。

利用者の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力の程、よろしく願い申し
上げます。

記

今後の使用料のお支払いについて

4月～9月分使用料 ⇒ これまでどおりアパート管理者様のお支払いとなります。
10月以降分使用料 ⇒ アパート入居者様に水道料金と合わせてご請求致します。

《問い合わせ先》

担当課 一宮町産業観光課 農業振興係
電 話 0475-42-1428

(裏面もご確認ください)

使用料改定内容 (1ヶ月/税込)

(単位：円)

一般家庭		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,750	3,300
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
使用人数	(円/人)	550	660	110
事業所		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,365	2,838
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
汚水料当たり	(円/m ³)	165	198	33
事業所併用住宅		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,365	2,838
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440
汚水料当たり	(円/m ³)	165	198	33

町営住宅		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,200	2,640
基本料金	(円/世帯)	1,760	2,112	352
使用人数	(円/人)	440	528	88
別荘		改定前	改定後 (20%増)	差額
			2,200	2,640
基本料金	(円/世帯)	2,200	2,640	440

一般家庭使用料支払額の例

(単位：円)

世帯人数	改定前支払額	改定後支払額 (1ヶ月分)	改定後支払額 (2ヶ月分)
0人	2,200	2,640	5,280
1人	2,750	3,300	6,600
2人	3,300	3,960	7,920
3人	3,850	4,620	9,240
4人	4,400	5,280	10,560
5人	4,950	5,940	11,880
6人	5,500	6,600	13,200
7人	6,050	7,260	14,520
8人	6,600	7,920	15,840